

# 第2次札幌市児童相談体制強化プラン【概要版】

## 1 強化プランの策定にあたって

### 趣旨

- ・児童相談体制強化については、平成22年度に「札幌市児童相談体制強化プラン」を策定し、24時間365日の電話相談に対応する「子ども安心ホットライン」の設置や各区保健センターへの家庭児童相談室の設置等に取り組んできたほか、児童相談所への児童福祉司の増員や現職の警察官の配置など人員の増強を進めてきた。
- ・一方で、児童相談所の相談受理件数は増加し続け、内容も複雑化・深刻化しており、平成27年には市内で児童虐待死の事案が発生し、その検証を行った児童福祉部会の報告で関係機関との協働の仕組みや在宅支援の強化等について提言を受けている。
- ・こうした状況を踏まえ、札幌市の児童相談体制の中核的な機関である児童相談所などの体制強化に向け、新たな方向性と取組を本プランに定める。

### 位置付け

- ・「札幌市まちづくり戦略ビジョン」における子ども子育て分野の個別計画として位置付け

### 重点取組期間

- ・本プランの掲載事業は平成29年度から平成31年度までの3年間を重点期間として取組む。

## 2 札幌市の児童相談に関する現状

### 【相談受理件数】

- ・養護相談件数は年々増加している

種別	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
養護相談	1,841	2,191	2,360	2,812	3,346
うち児童虐待相談	437	435	402	1,159	1,480

※平成26年度より警察から通報される面前DVに伴う心理的虐待相談も認定

### 【一時保護児童数】

- ・一時保護児童数は増加、児童1人当たりの一時保護期間も長期化の傾向

一時保護所における一時保護児童数の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
延人員	8,940人	9,805人	9,887人
一日平均在所児童数	24.5人	26.8人	27.1人

委託一時保護児童数の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
延人員	4,711人	6,717人	8,317人
一日平均在所児童数	12.9人	18.4人	22.8人

- ・平成28年4月から一時保護所の定員数を50人に拡充しているが、委託一時保護を含め、一時保護児童数が80人を超えた日も発生

### 【児童相談体制】

児童相談所 (1カ所)

児童家庭支援センター (4カ所)

区家庭児童相談室 (10カ所)

関係機関 (学校・保育所・警察・病院等)

#### 要保護児童対策地域協議会

要保護児童・要支援児童とその保護者等の早期発見や適切な保護及び支援を実施

### 【社会的養護の現状】・市内社会的養護の受け皿は区による偏りが大きい

各区の社会的養護の受け皿

	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区
児童措置枠(受け皿)	60	168	46	59	10	105	17	116	17	37
うち施設	48	130	0	40	0	75	0	80	0	12
うち里親・ファミリーホーム	12	38	46	19	10	30	17	36	17	25

### 3 札幌市の児童相談に関する課題と今後の方向性

#### 課題

- 複雑・多様化する相談への関係機関と連携した対応
- 児童相談所と関係機関が協働で支援を実施する体制の構築
- 医学的見地からの処遇検討
- 個々の職員の相談支援力の向上
- 児童相談所へ相談が集中することによる援助方針等の決定までの期間の長期化
- 虐待通告の増加等による一時保護児童の増加
- 継続的な支援を要する在宅事例に対する実効性ある支援体制の構築
- 地域による社会的養護の受け皿の偏り
- 施設入所児童等の自立支援

#### 今後の方向性

相談支援力の強化

専門性の強化

相談機関の適切な  
役割分担と連携体制の構築

地域資源の整備と  
地域支援の充実

社会的養護体制の強化

### 4 具体的取組

#### 相談支援力の強化

##### 取組①：「新たなアセスメントツールの開発」

関係機関と共有のアセスメントツールを開発し、相談支援の視点や自立を見据え継続的に支援する流れの明確化・共有化を図る。アセスメントツール開発、活用により、児童や世帯の状態像の分析精度が高まることから、速やかな開発を目指す。

##### 取組②：「関係機関との合同研修等」

新たに開発するアセスメントツールを活用し、関係機関と合同研修等を実施する。

#### 専門性の強化

##### 取組①：「児童相談関係職員のスキルアップ研修の充実」

相談援助技術の向上のため、より体系的、実践的な研修を実施する。

##### 取組②：「児童相談所への専門職の配置等」

児童相談所のさらなる専門性の強化ため、医師職の配置や弁護士の活用を図る。

##### 取組③：「各区家庭児童相談室の専門性の強化」

各区家庭児童相談室の専門性を強化するため、児童福祉司の配置等の検討を進める。

## 相談機関の適切な役割分担と連携体制の構築

### 取組①：「児童相談所と各区家庭児童相談室の役割分担と情報共有」

児童の一時保護などの措置を伴う相談は児童相談所、在宅での支援が中心となる相談は各区家庭児童相談室が対応するなど、更なる役割分担の整理を進めるとともに、相談支援状況等の更なる情報共有のため児童相談システムを各区家庭児童相談室に拡大する。

### 取組②：「児童家庭支援センターとの連携強化」

児童相談所からの指導委託や各区家庭児童相談室との協働によるケース支援など、連携強化を図る。

### 取組③：「第二児童相談所の設置に関する検討」

増加する虐待通告や一時保護事例に迅速・的確に対応するため、第二児童相談所について検討する。

## 地域資源の整備と地域支援の充実

### 取組①：「(仮称) 養育支援ヘルパーの派遣」

在宅支援としている世帯の地域での生活を支えるため、「(仮称) 養育支援ヘルパー」制度を創設し、世帯へ支援者を派遣することで、継続的に支援する体制を強化し、虐待の発生の防止に努める。

### 取組②：「児童家庭支援センターの整備」

児童家庭支援センター未設置の児童養護施設へのセンター設置支援を行う。

### 取組③：「通所による保護者支援の充実」

新たに整備する児童家庭支援センターでも、カウンセリング等を行い保護者支援の充実を図る。

### 取組④：「児童虐待防止に向けた在宅児童等支援のあり方検討」

児童虐待防止に向け、地域資源を活用した在宅支援の実行とマネジメントを行うための制度的な枠組みを検討し、支援体制の充実を図る。

## 社会的養護体制の強化

### 取組①：「新規里親開拓と里親支援の推進」

社会的養護の地域資源の少ない地域での新規里親開拓を進める。併せて、里親家庭での養育を継続して支援する拠点機能を整備するとともに、長期未委託里親の実地研修等を実施する。

### 取組②：「施設入所児童等に対する自立支援」

施設入所児童等が社会的自立に至るまで継続的に支援する仕組みを検討し、支援体制の充実を図る。

## 5 取組一覧と実施時期等

1. 相談支援力の強化	
(1) 新たなアセスメントツールの開発	平成 28 年度中から先進自治体の取組事例を収集し、その内容等を踏まえ平成 29 年度の早期に開発する。
(2) 関係機関との合同研修等	新たなアセスメントツールが完成次第、実施する。
2. 専門性の強化	
(1) 児童相談関係職員のスキルアップ研修の充実	平成 28 年度から研修カリキュラムの充実に着手。更なる充実に向け引き続き検討を行う。
(2) 児童相談所への専門職の配置等	人材確保等必要な調整を実施し、重点取組期間中の早期の実現を目指す。
(3) 各区家庭児童相談室の専門性の強化	人材確保等必要な調整を実施し、重点取組期間中の早期の実現を目指す。
3. 相談機関の適切な役割分担と連携体制の構築	
(1) 児童相談所と各区家庭児童相談室の役割分担と情報共有	平成 28 年度中から検討に着手し、平成 29 年度中に整理する。なお、情報共有の強化については、平成 29 年度の早期に実施する。
(2) 児童家庭支援センターとの連携強化	平成 28 年度中から検討に着手し、平成 29 年度中に新たな連携の在り方を整理する。
(3) 第二児童相談所の設置に関する検討	上記の児童相談所と各区家庭児童相談室の役割分担や児童家庭支援センターとの連携強化を整理したうえで、児童相談所業務の在り方についての国における検討内容を踏まえ平成 30 年度から検討に着手する。※
4. 地域資源の整備と地域支援の充実	
(1) (仮称) 養育支援ヘルパーの派遣	平成 29 年度中の実施を目指し、早急に関係機関との調整を実施する。
(2) 児童家庭支援センターの整備	児童養護施設設置法人と協議を進め平成 31 年度に 1 か所、平成 32 年度以降の早い時期にさらにもう 1 か所の整備を目指す。
(3) 通所による保護者支援の充実	上記児童家庭支援センターが整備され次第、順次実施する。
(4) 児童虐待防止に向けた在宅児童等支援のあり方検討	上記の児童相談所と各区家庭児童相談室の役割分担や児童家庭支援センターとの連携強化を整理したうえで、在宅児童等の支援についての国における検討内容を踏まえ、平成 30 年度から検討に着手する。※
5. 社会的養護体制の強化	
(1) 新規里親開拓と里親支援の推進	平成 29 年度より里親登録者数が少ない地域で重点的に新規里親開拓を実施するとともに、平成 30 年度中に新たな里親支援拠点機能の整備を目指す。
(2) 施設入所児童等に対する自立支援	現在実施中の取組を着実に進めるとともに、施設入所児童等を継続的に支援する仕組みについては国における検討内容を踏まえ平成 30 年度から検討に着手する。※

※国における検討の進捗状況に応じて、札幌市としての検討着手時期は前後する。

市政資料番号  
01-G03-17-592